

平成26年第1回印西地区消防組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
会期予定	3
第 1 日 (2月5日)	
議事日程	5
出席議員	6
欠席議員	6
説明のため出席した者の職氏名	6
議会事務局出席職員氏名	6
開会及び開議	7
議事日程の報告	7
日程第 1 会議録署名議員の指名	7
日程第 2 会期の決定	7
日程第 3 諸般の報告	7
日程第 4 行政報告	8
日程第 5 議案第 1号 印西地区消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について	8
日程第 6 議案第 2号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
日程第 7 議案第 3号 印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
日程第 8 議案第 4号 印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について	16
日程第 9 議案第 5号 平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算(第4号)	18
日程第10 議案第 6号 平成26年度印西地区消防組合一般会計予算	21
日程第11 一般質問	32
閉 会	42
署名議員	43

印西地区消防組合告示第1号

平成26年第1回印西地区消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年1月29日

印西地区消防組合管理者 伊 澤 史 夫

1. 期 日 平成26年2月5日（水）午前10時00分開会
2. 場 所 印西地区消防組合消防本部セミナー室

○平成26年2月5日

○現在議員10名で次のとおり

1番	影山	廣輔
2番	長谷川	則夫
3番	近藤	瑞枝
4番	山田	喜代子
5番	板橋	睦
6番	酢崎	義行
7番	小金谷	恒久
8番	松本	多一郎
9番	石井	恵子
10番	岩井	一郎

平成26年第1回印西地区消防組合議会定例会 会期予定

会 期	月 日	曜	摘 要
第 1 日	2 / 5	水	1 開 会 2 開 議 3 議事日程の報告 4 会議録署名議員の指名 5 会期の決定 6 諸般の報告 7 行政報告 8 議案審議 (議案第1号～議案第6号、上程、説明、質疑、討論、採決) 9 一般質問 10 閉 会

第 1 回 定 例 会

(第 1 日)

平成26年第1回印西地区消防組合議会定例会

○議事日程（第1号）

平成26年2月5日（水曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第 1号 印西地区消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4号 印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 5号 平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第 6号 平成26年度印西地区消防組合一般会計予算
- 日程第11 一般質問

○出席議員（9名）

1番	影	山	廣	輔	
2番	長	谷	川	則	夫
3番	近	藤	瑞	枝	
4番	山	田	喜	代	子
5番	板	橋		睦	
6番	酢	崎	義	行	
8番	松	本	多	一	郎
9番	石	井	恵	子	
10番	岩	井	一	郎	

○欠席議員（1名）

7番	小	金	谷	恒	久
----	---	---	---	---	---

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	伊	澤	史	夫
副 管 理 者	板	倉	正	直
会 計 管 理 者	中	村	一	男
消 防 長	半	田		實
消 防 本 部 次 長	石	井		満
総 務 課 長	須	藤	達	也
予 防 課 長	中	澤	厚	元
警 防 課 長	木	間	峰	高
牧 消 防 署 長	後	藤	良	一
印 旛 消 防 署 長	樋	関	健	一
本 埜 消 防 署 長	川	上	秀	人
印 西 消 防 署 長	浅	野	富	夫
印 西 消 防 署 長	綿	貫		茂
白 井 消 防 署 長	後	藤	朝	夫
西 白 井 消 防 署 長	伊	藤		実

○議会事務局出席職員氏名

書 記 長	石	井	幸	夫
書 記	阿	部	啓	一
書 記	井	原	基	之

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

- 議長（岩井一郎） 皆さんこんにちは。本日は、公私ともご多忙のところご苦勞さまです。
ただいまから平成26年印西地区消防組合議会第1回定例会を開会します。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（岩井一郎） 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりです。ご了承願います。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（岩井一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第74条の規定によって、
5番 板橋 睦 議員
6番 酢崎 義行 議員
を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（岩井一郎） 日程第2、会期決定の件を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声多数）
○議長（岩井一郎） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日1日に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（岩井一郎） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日管理者から議案の送付があり、これを受理しましたので、ご報告します。
次に、監査委員より平成25年7月から平成25年10月までの例月出納検査及び定期監査の結果報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
次に、今期定例会の説明員の出席要求を行ったところ、出席通知のありました者の職氏名の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
次に、平成25年第2回定例会の会議録をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
次に、平成26年1月末の消防活動状況の報告があり、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

○議長（岩井一郎） 日程第4、行政報告を行います。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 皆さんおはようございます。本日は、平成26年第1回印西地区消防組合定例会にご多用のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、昨年10月の平成25年第2回定例会以降の主な行事等についてご報告させていただきます。

10月24日、第61回全国消防技術者会議において、印旛消防署の田代消防司令、白井消防署の小倉消防司令補の2名が消防防災機器等開発部門において消防庁長官表彰優秀賞を受賞しました。

また、11月7日は、千葉市青葉の森公園芸術文化ホールにおいて開催された第52回千葉県交通安全県民大会で多年にわたり安全運転に努め、交通事故防止に貢献したとし、白井消防署が千葉県警察本部長千葉県安全運転管理者協会会長表彰を受賞しました。

11月9日から11月15日まで秋の全国火災予防運動を実施、防火ポスターと標語の展示を初め、各消防署では立入検査や火災予防の啓発活動を実施しました。

11月12日、正副管理者会議を開催し、第2次実施計画及び平成26年度予算などについて協議しました。

11月14日、白井市文化センター大ホールにおいて、元アメリカ海軍消防隊広報官の長谷川氏をお招きし、平成25年度防火・防災講演会を開催しました。

11月18日、第2回組合議会臨時会が開催され、西白井消防署空調工事に関する補正予算を可決いただきました。

11月25日、東京ドームにおいて消防団120年・自治体消防65周年記念大会が開催され、当組合も参加しました。

12月13日、北総鉄道車両基地において北総鉄道異常対応訓練が行われ、当組合も参加しました。

12月16日、消防本部において例月出納検査を印旛消防署にて定期監査を実施しました。この結果につきましては、議長からお手元に配付された内容のとおりでございます。

平成26年に入りまして、1月11日に印西市、19日に白井市で消防出初め式が挙行され、当組合職員も参加しました。

1月24日、印西文化ホールにおいて総務省消防庁の主催による住宅防火防災推進シンポジウムが開催され、当組合も共催として参加しました。

1月31日、2月1日、千葉県消防学校において実施された千葉県消防広域応援隊合同訓練に参加しました。

以上が主な行事等の報告でございます。本定例会にご提案いたします案件は、議案6件でございます。それぞれご提案申し上げたときに内容の説明をさせていただきますので、よろしく審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（岩井一郎） これで行政報告が終わりました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩井一郎） 日程第5、議案第1号 印西地区消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の

制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第1号についてご説明いたします。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴いまして、それぞれの自治体が条例により消防長及び消防署長の資格を定める必要が生じたことから、印西地区消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例を新たに制定するものでございます。詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 議案第1号について補足説明をさせていただきます。

お手元の審議資料の1-1ページをごらんください。初めに、条例を制定することとなった経緯からご説明いたします。これまで消防長及び消防署長の任命に必要な消防に関する知識及び経験の資格基準は、総務省の政令で規定されておりました。平成25年6月に地域の自主性及び自立性を高める法律が成立し、国の進める地域主権改革のため地方に対する義務づけ、枠づけの見直しとしまして、74の法律が改正され、その中で消防組織法第15条が改正されました。審議資料の下の部分に参考としまして、改正後の条文を掲載しましたが、第15条第2項で消防長及び消防署長は、これらの職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格として市町村の条例で定める資格を有する者でなければならないとされたところでございます。これによりまして、これまで政令を根拠としていた資格基準は、各公共団体が条例により定めることとされたので、ここに条例をお願いするものでございます。

なお、この条例において定める資格基準の内容につきましては、政令の内容に対して変更はございません。また、制定及び施行しなければならない期日としましては、平成26年7月とされたところでございます。

それでは、条文の内容についてご説明をいたします。

第1条につきましては、消防長の職に必要な消防に関する知識及び経験についてを規定したものでございます。第1号では消防職員の資格、第2号では消防団員の資格、第3号では印西地区消防組合を構成する関係市における資格を定め、これらのいずれかに該当することを任命するための資格として規定しております。

第2条につきましては、消防署長の職に必要な資格についてを規定したものでございます。第1号及び第2号では消防吏員の資格、第3号では消防団員としての資格を定め、これらのいずれかに該当することを任命するための資格として規定しております。

次に、附則でございしますが、本案は平成26年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井一郎） これから質疑を行います。質疑はありますか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） それでは、質問します。最初に全部質問を、項目をいたします。

これ、現在の職員というのは全て消防団に所属という経験があるのかどうか。これは、消防団のない地

域もありますけれども、実際に経験がなければこの長になれないのかどうかを確認したいと思います。現在、この条例に該当者は何名いるのか。それと、これいろいろと条件、資格が書いてありますけれども、この（１）から（３）、第１条、第２条、全部全てクリアした人だけが対象となるのでしょうか。

それと、消防長の資格の第１条の（１）、この一番最後のところですけども、「消防署長の職と同等以上と認められる職」というのは、これはどの職を指すのか。その点について伺います。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 何点かありましたけれども、一番最初の質問については総括的に答弁させていただきますが、消防団員がイコール消防職員ということはありません。ですから、そういう資格があるから、ないからということではないというふうに理解をしていただきたいと思います。

それから、資格の中で（１）から（３）、１号から３号という意味だと思えますが、全てではなくそれぞれの号に該当する人が対象ということになりますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 消防長の資格の中で、消防署長の職と同等以上と認められる職に１年以上にあった者というところではありますが、消防本部の課長を同等職というふうな形となります。

○議長（岩井一郎） いいですか。

４番、山田喜代子議員。

○４番（山田喜代子） 現在この条例に該当者は何名なのか。聞きたいのは、要するに職員は全てこの対象に当てはまるのかどうかということです。一番最初の。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 第１条第１号の職員で対象となる者は、１１名というふうになります。

○議長（岩井一郎） ４番、山田喜代子議員。

○４番（山田喜代子） 一番最初の質問のときに全てクリアしなくても、それぞれの（１）に当てはまる人、（２）に当てはまる人というふうに私は捉えたのですが、今１１名とおっしゃったのは第１条の（１）が１１名ということですね。私が言いたいのは、皆さん一生懸命頑張って上を目指せば消防長になれるという希望というか、未来が開けるのかという観点からいって、つまり働いている人たちがそこを目指すことができるのかということで、全ての今の消防職員の方たちが該当できるのかということで、その観点で質問したのです。ですから、今（１）が１１名とおっしゃいましたけれども、では（２）、（３）はそれぞれ何名なのか、それで対象となれるのかどうかということです。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） それでは、お答えします。

先ほどそれぞれに該当する人ということで説明させていただきましたが、まず（１）の１年以上ということで、これは消防署長の職ということですので、これは消防職員全てに該当しますが、条件として署長を１年以上やらなければいけないですよというようなことですので、それに該当する人ということです。第２号については、消防団長の職に２年以上あった者ということですので、その２項に該当する人が対象ということで、ここでは数字的には持っていませんが、そういう団長がいれば該当ですよということです。３項めにつきましては、私がおの該当になります、構成市の中から職員がこちらに来る場合の条件とし

て直近という、大体構成市の場合では部長職ですが、部長職2年以上経験していなければだめですよという条件ですので、それぞれにクリアしていなければだめだということです。

以上です。

○議長（岩井一郎） よろしいですか。3回目。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 済みません、ちょっとしつこいのですが、つまり今いろんな条件をクリアできるものとして（1）の分だけでもクリアできればできるということですね。（2）だけでも対象になれると、そういうふうに捉えていいですか。つまり、全ての職員がその対象になっているのかどうかをちょっと確認したかったのです。反対にできない人というか、それはどういう方たちなのかということを知りたいのですけれども。つまり、チャンスが皆さんにあるかということなのです。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） なかなか理解が難しいのかなと思うのですが、消防職としてなれるものについてはこれですよというのが第1項なのです。ですから、消防職の人で例えば団長をやっている、それはなれますけれども、普通消防団に入っていない人がほとんど。消防職の場合そうですので、普通の消防職の場合には第1号に該当しないと消防長になれないというふうに理解してもらったほうが早いかなと。そのための条件として、消防署長を1年経験しなければだめですよと条件がありますので、そういうものをクリアして初めて消防長の資格があるというふうに理解していただければと。

○議長（岩井一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 印西地区消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定についてを採決します。

議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩井一郎） 起立多数です。

したがって、議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩井一郎） 日程第6、議案第2号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第2号についてご説明いたします。

本案は、白井市において新たな字の変更に伴い、消防署の管轄区域の表示を改めるものでございます。詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 議案第2号について補足説明をさせていただきます。

お手元の審議資料の2-1ページをごらんください。本案は、平成26年1月に白井市において、字の区域及び名称が変更となり、桜台四丁目、五丁目の住居表示が実施されたことに伴い、印西西消防署の管轄として、別表中印西西消防署の管轄区域欄において、「及び桜台三丁目」を「、桜台三丁目、桜台四丁目及び桜台五丁目」に改めるものでございます。

次に、附則ですが、本案は公布の日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（岩井一郎） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、山田議員。

○4番（山田喜代子） 白井でこの議案が出たと思いますけれども、白井市ではどのような議論があって、結果は全て賛成で可決されたのかどうか。ちょっとその点について状況を把握されていれば、お答えください。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 細かい内容については、把握をしておりませんが、白井市議会の中で議決をされて告示をしたという、そういう通知が来ておりますのでそれに基づいて今回提案をさせていただいております。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 結果だけは伺ったということで、それでは管理者にお伺いしていいですか。

では、白井市議会ではどういう議論があったか、もしおわかりになればお伺いしたいと思います。

○議長（岩井一郎） 管理者。

○管理者（伊澤史夫） お答えします。

ただいま白井市議会の議事録が手元にありませんので、詳しいことは確認はできませんが、白井市議会においてこの字の区域の変更については可決をされております。ただ、それは市議会の中であって、その手続といたしましては、先ほど消防長が申したとおり、白井市議会で決定した字の区域の変更について消防本部に通知をしたと、そういうことでございますので、その経緯をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩井一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(岩井一郎) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 印西地区消防組合消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第2号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岩井一郎) 起立全員です。

したがって、議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(岩井一郎) 日程第7、議案第3号 印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者(伊澤史夫) 議案第3号についてご説明いたします。

本案は、救急救命業務がより専門的なものとなり、また出動業務が複雑多様化している中、職員の任務が各種の危険性を有した特殊な業務として細分化していくとともに、その責任も大きくなっている状況に対応するため、特殊勤務手当のうち救急救命士への救急出動手当及び機関員業務手当につきまして改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

消防長。

○消防長(半田 實) 議案第3号について補足説明をさせていただきます。

お手元の審議資料の3-1から3-2をごらんください。初めに、特殊勤務手当は著しく危険、不快、不健康、または困難な勤務、その他の著しく特殊な勤務などで給与上特別の考慮を必要とする場合に、勤務実績に応じて支給するものでございます。

このたびの改正につきましては、まず、救急出動手当について、現在は救急出動1回当たり200円を支給することとしておりますが、これに対し消防司令補以上の救急救命士の出動は1回につき500円、消防士長以下の救急救命士の出動は1回につき300円とする2種類の区分を加え、全部で3種類の救急出動手当とするものでございます。

改正の理由でございますが、まず救急救命士の業務は専門性や特殊性が高く、年々行える処置領域も拡大され、と同時にその責任もこれまで以上に大きくなってきております。また、救急救命士の資格を持つ職員については、日ごろからその救命技術の維持、または向上のため休日を含め多くの時間を自主的な研修等に費やしているという現状もございます。当消防組合としましても、今後職員配置体制の増強の予定がある中で、計画的な救急救命士の要請と救命技術の向上は重要なことであると考えております。しかし

ながら、給与手当の面においては、他の職員との差がないという現状であり、本手当によって各種感染などの危険性が高いと言われている救急救命士の業務への対価とすることができますので、ここにお願いをするものでございます。

次に、機関員業務手当についてご説明いたします。

機関員業務手当は、緊急自動車である消防用自動車及び救急用自動車の運転等の業務を行う機関員に対し、1勤務につき大型と中型自動車は300円、救急用自動車等の普通自動車は200円を支給するものでございます。

改正の理由でございますが、機関員は運転以外にも装備資機材の点検管理業務なども受け持っており、通常の隊員とは別にさらなる責任が加わっているという点と、近年消防用車両の大型化や救急出動回数が増加しているなどの状況により、運転またはその準備等の業務に係る負担が肉体的及び精神的に大きくなっている状況がございます。

消防組合全体としまして、大型免許取得者の割合を今後とも一定以上に維持し続けるためにも機関員を担う職員の業務を支援する制度としてお願いをするものでございます。

次に、2つの手当の県内の他の消防本部の状況でございますが、当組合を除く30本部のうち救急救命士の出動に対する特殊勤務手当については、23本部が支給、また機関員手当につきましては20本部が支給と、いずれも6割から8割弱の消防本部が特殊勤務手当を支給しているという状況でございます。

次に、附則でございますが、本案は平成26年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（岩井一郎） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） 1点だけお尋ねしたいと思います。

救急出動手当のほうですけれども、これまで一律で200円だったところを、これからは階級で3段階に分けるといっていますが、この階級の差によるいわゆるスキル、能力とか、あと資格とかの差というのはどの程度あるのでしょうか。それをお尋ねしたいと思います。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 今の階級の差についてお答えしたいと思います。

理由としましては、司令補以上の救急救命士については、比較的隊の中で階級が上位になるということです。その救命士の活動が往々にして隊の任務そのものをあらわすような場合が多いことから、同時にそれに係る責任も当然重くなっていくという状況があるという、このようなことで設定をしたものです。また、消防士長以下の救急救命士、若年層の救命士になるのですが、採用間もない職員となることや処置症例数などにより経験年数とかというところを考慮しまして、金額に差を設けさせていただいたものです。

以上です。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 3点ほど伺います。今金額の問題が出ましたけれども、ちょっと私もそこを聞こうと思っていました。この金額の根拠、そもそも一番最初200円はなぜ200円なのかということから始まるか

もしも増額することは私はいいと思いますけれども、その金額の根拠、ちょっとその点を伺いたいと思います。

それと、ほかの組合での状況は、先ほど6割から8割のところを支給されているとおっしゃいましたけれども、実際にその金額までそちらのほうで調査したのかどうか。それと、今までの出勤回数から見て大体月額どのぐらいの金額になるのかは把握されているのであれば、お願いします。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） まず、金額の根拠から説明をさせていただきたいと思います。

この金額の根拠につきましては、今現在は公表はされていないのですが、交付税の算定の基準のほうに含まれていたという部分で、平成5年からこの救急救命士の手当については510円というような設定がされておりました。その中で私どもで調べたところによりますと、県内また近隣でも大体500円から510円の手当が支給されているというようなところが多いというところで、これ1出勤に対して支給されている消防本部と特定行為、救急救命士として特殊にできる行為をやった場合だけ支給されているというところもありますが、交付税基準では出勤に対しての支給というふうにされておりますので、私どものほうでは出勤に対しての支給というふうな考えでおります。

次に、月額で言いますと、年額でちょっと申し上げさせていただきたいと思います。年額では単価500円の救急救命士で193万500円となります。それから、単価300円の救急救命士で123万8,500円というような形で積算をしております。

（「1人」と言う人あり）

○総務課長（須藤達也） 1人ですと、一番多い救命士、私のほうで把握している中では年間300回以上救急出勤している救命士がおりますので、それ掛ける単価500円ということで計算しますと、年額15万程度になるというような試算になっております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 金額の根拠は交付税に基づいてということで、実際にこれよりも多くするということはそれぞれの組合で判断することはできるのですか。ちょっとその1点、最後に確認します。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） その自治体によりまして判断して、設定できるということにはなっておりますが、根拠として交付税ということで私どものほうでは考えております。

以上です。

○議長（岩井一郎） いいですか。

○4番（山田喜代子） はい。

○議長（岩井一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 印西地区消防組合消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第3号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩井一郎） 起立全員です。

したがって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩井一郎） 日程第8、議案第4号 印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第4号についてご説明いたします。

本案は、国が示す地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたため、印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部について改正を行うものでございます。詳細につきましては、消防長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 議案第4号について補足説明をさせていただきます。

お手元の審議資料4-1ページから4-11ページをごらんいただきたいと思います。手数料につきましては、消防法で規定している危険物施設に対し、設置許可申請等を行う場合に印西地区消防組合消防関係手数料条例により徴収をしております。今回の改正理由でございますが、消費税及び地方消費税の引き上げが行われること、また人件費等についても直近の数値を用いて積算し直したところ、実費に変動が生じていることが判明したことから、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正が行われ、その改正に伴い、地方自治法第228条第1項の規定により、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準とし、条例で定めなければならないことから、印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部改正を行うものでございます。

次に、附則でございますが、本案は平成26年4月1日から施行するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（岩井一郎） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 2点伺いますけれども、実際にこの組合が対象のタンクのことで徴収するその金額がどのぐらいなのかということと、それは全て全額国に納付するのかどうかを確認したいのと、あとそれ

ぞれこの特定屋外タンク貯蔵所とかいろいろとありますけれども、これそれぞれこの管轄の中でどのぐらいあるのか、ちょっと点を伺いたいと思います。

○議長（岩井一郎） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） それでは、金額が国に、どのくらいの金額ということと、国に納付するのかということですが、まず本件については特定、その前に特定タンクの数の方を先にちょっとお答えさせていただきたいと思いますが、特定タンクについては当組合にはございません。この中で当組合として今回の手数料の改正について引き上がるものは、一般取扱所の200倍というものが該当します。これは、白井工業団地内に5施設ほどあります。それと手数料については、当組合に全て金額というか手数料が入るようなことになっております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） いろいろとタンクの種類が何ページにもわたって書いてありますけれども、結局この200倍と。済みません、何ページのところかちょっと確認したいのと、結局そこだけが対象で白井工業団地に5施設あるということですよ。それでは、その金額が幾らになって、結局それは国に納めなくていいということですよ。ちょっとそれを確認したいと思います。

○議長（岩井一郎） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） 審議資料の4-6をごらんください。一般取扱所という項目がありまして、そこに指定数量の倍数が200倍を超えるものということが改正になって、これが白井工業団地に5施設あるという形になっています。新規の場合だけ手数料をいただくという形になっております。それと、今回の改正によって新規で申請されますと、1,000円ほど金額が上がるという形になっております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 対象のはそれだけということがわかりました。それでは、今後この組合の管轄の中でもっとそれがふえるということは、可能性はあるのでしょうか。もうこれだけに限って、一般取扱所だけで、そのほかにいろんな例がありますけれども、それがあつたということはもうないわけですね。

○議長（岩井一郎） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） 今回の改正部分についての特定とか、準特定タンクについては、前もって打ち合わせがあるというふうになります。非常に大きなタンクなものですので、前もって打ち合わせが来て、それから進めていくということになりますので、今のところ打ち合わせ等はございません。

以上でございます。

○4番（山田喜代子） わかりました。

○議長（岩井一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 印西地区消防組合消防関係手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

議案第4号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩井一郎） 起立多数です。

したがって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩井一郎） 日程第9、議案第5号 平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第5号についてご説明いたします。

本案は、人件費及び事業費等の確定に伴う減額補正でございます。歳入歳出の補正額は、歳入歳出それぞれ2,236万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,488万7,000円とするものでございます。詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 議案第5号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料の5-1ページをごらんください。このたび補正をお願いいたしますのは、この資料の中の2、予算補正の理由に記載のとおり、1点目は人件費の精算で、1,341万4,000円の減額、2点目はパソコン機器購入や空調改修工事などの事業費の確定による精算で、894万8,000円の減額補正でございます。これら歳入歳出の増減に伴いまして、分担金を精算させていただきました。これによりまして、1の平成25年度歳入歳出予算補正額（第4号）は、補正前の額28億7,724万9,000円から2,236万2,000円を減額し、補正後の予算額を28億5,488万7,000円とするものです。

それでは、平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第4号）の8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。歳出についてですが、1款議会費は、会議録作成業務委託料に不足が生じる見込みから10万円を増額するものです。3款消防費は、補正前の額26億1,100万8,000円から2,246万2,000円の減額となりました。

その主な内訳ですが、10ページをお開きください。

2節給料は、給与改定により増加はありましたが、昇任者の数が当初見込みを下回ったことにより25万円を減額するものです。

3節職員手当は、13ページの給与費明細書をごらんください。職員手当につきましては、現在の職員数

や支給対象者で再算定したところ、職員手当合計で536万4,000円の減額となりました。

10ページに戻りまして、4節共済費は、千葉県市町村総合事務組合や千葉県市町村職員共済組合への負担額が減少したことにより1,050万円を減額するものです。

9節旅費は、全国消防救助技術大会に出場しなかったことなどにより47万3,000円を減額するものです。

11節需用費は、電気料金の値上げなどによる光熱水費の増額はありましたが、修繕料が当初の見込みを下回ったことにより、10万3,000円の減額となりました。

12節役務費は、通信運搬費などが当初の見込みを下回ったことにより7万2,000円の減額となりました。

13節委託料は、各種業務委託に係る委託料等の精算により125万9,000円の減額となったものです。

次に、11ページ。14節使用料及び賃借料は、下水道使用料などが当初の見込みを下回ったことにより、14万2,000円を減額するものです。

15節工事請負費は、白井消防署の空調改修工事などの事業費確定により62万8,000円を減額するものです。

18節備品購入費は、パソコン機器や消防本部連絡車などの事業確定により283万1,000円を減額するものです。

19節負担金補助及び交付金は、消防救急無線設備の維持管理に要する負担金が確定したことや消防学校初任科の入校者数が当初の見込みを下回ったことにより81万7,000円の減額となります。

27節公課費は、自動車重量税の確定により2万3,000円の減額でございます。

歳入についてですが、7ページをお開きください。1款分担金及び負担金は、人件費や事業費などの精算に伴う歳出予算の減額と繰越金や諸収入などの一般財源の増額補正などによるもので、補正前の予算額27億8,341万9,000円から3,000万円を減額し、27億5,341万9,000円とするものです。構成市別の内訳は、9ページの説明欄のとおりですが、詳細につきましてはこの補正予算書の最後の20ページ、分担金算出表のとおりとなっております。

7ページに戻りまして、2款使用料及び手数料は、庁舎内に設置しました自動販売機に係る行政財政目的外使用料により12万3,000円を追加するものです。

3款国庫支出金、4款県支出金は、科目存置として計上していましたが、今年度対象事業がなかったため1,000円を減額するものです。

5款繰越金は、平成24年度から繰越額が決算により確定しましたので、840万4,000円を追加するものです。

6款諸収入は、庁舎内に設置しました自動販売機の設置納付金により281万3,000円を追加するものです。

7款組合債は、水槽付消防ポンプ自動車と消防ポンプ自動車の事業費確定により起債発行額が減少しましたので370万円を減額するものです。

この組合債につきましては、4ページをお開きください。第2表地方債補正のとおり、事業費の確定に伴う防災対策事業の限度額は、7,270万円から6,900万円に変更しております。

以上で平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第4号）の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（岩井一郎） これから質疑を行います。質疑に当たっては、ページをお示しくください。

質疑はありませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） この補正予算第4号に関する説明書の中でお聞きしたいことが3点あります。

まず、10ページで消防費の中で給料か職員手当かちょっとその辺聞き取れなかったのですけれども、これ改正によるこの昇任者の減と、この昇任者というのはちょっと意味がよくわからないので説明をお願いします。

それと、その次のページの11ページ、負担金補助及び交付金の中で消防学校、消防大学のこの見込みが下回るということで、これはここに入校する職員が少なかったということなののでしょうか。ちょっとその点、なぜ見込みが下回ったのかの理由をお伺いします。

それと14ページの給料及び職員手当の増減額の明細の中で、給与改定に伴う増額分、増減分、ちょっとそれとその他の増減分、ちょっとこの説明をお伺いしたいと思います。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） まず、1点目の昇任者の減について説明をさせていただきます。

昇任者の減という説明をさせていただいたのですが、当初の予算の中では一応昇任対象者全てが昇任した場合には、こういう仮定のもとで予算を設定させていただいておりました。その中でその人数まで、消防職員の場合、競争試験で階級、給料の級を決めている部分がございますので、その部分まで至らなかったということに対する減額であります。

また、消防学校の入校者の減ということですが、救急救命士の関係で初任科、女性職員を採用した場合、千葉県消防学校の初任科の受け入れが前期で上半期4月から9月までしか受け入れができないという状況にございます。その中で見込み採用をしている関係で救急救命士の資格を取ってこちらに採用されるということになりますと、救命士の合格発表が4月になってしまいますので4月採用ができない。したがって、7月採用になると、初任科に1名女性を採用した場合は次の年にずれ込んでしまうという結果から下回ったということになります。

それから、給与改定の件であります。給与改定につきましては、平成25年度の人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に基づきまして給料表の改定予定がありまして、これを計上しております。給料表の改定は、1級から3級の若年層の職員を引き上げるということで、当組合では該当者が50名という状況にあります。影響としては109万5,600円、1人当たり平均ですと月額1,836円平均で上がるということになります。その他の部分につきましては、現在の職員の昇給等の結果によって生じた減額分が134万6,000円の減額がありますので、それと相殺した形ということになります。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 平成25年度印西地区消防組合一般会計補正予算（第4号）についてを採決します。
議案第5号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩井一郎） 起立全員です。

したがって、議案第5号については原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩したいと思います。11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（岩井一郎） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（岩井一郎） 日程第10、議案第6号 平成26年度印西地区消防組合一般会計予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理者。

○管理者（伊澤史夫） 議案第6号についてご説明いたします。

本案は、住民の安全と安心を守るため消防体制の機能強化を図るもので、平成26年度の予算額を30億1,426万円とするものでございます。主な取り組みといたしまして、印西消防署庁舎建設事業や高規格救急自動車の更新整備、指揮統制車の新規整備など、消防体制の充実強化と施設の改善などを考慮した予算編成となっております。詳細につきましては、総務課長より説明いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○総務課長（須藤達也） 議案第6号について補足説明させていただきます。

お手元の審議資料6-1ページをごらんください。平成26年度印西地区消防組合一般会計予算につきまして、予算編成方針は構成市の厳しい財政状況を認識し、事業の効果や必要性などについて再度検討することでゼロベースからの徹底した見直しを図り、創意と工夫による歳出の抑制と将来の財政負担を視野に入れた事業選択を行いながら編成作業に取り組んだところであります。

次に、6-2ページ、3の一般会計（1）の予算規模をごらんください。平成26年度の予算につきまして主な事業は、印西消防署の庁舎建設事業として用地取得費や物件補償費、基本設計、実施設計を計上し、また高規格救急自動車の更新整備、指揮統制車の新規整備などにより30億1,426万円の予算計上となりました。

（2）、歳入予算の状況と（3）、歳出予算の状況につきましては、この後の予算概要で詳しく申し上げます。

次に、6－3ページをお願いします。4の一般会計における将来の財政負担ですが、地方債現在高については、立替施行に基づく消防庁舎や用地、消防車両の整備費及び指令センター共同運用整備などで発行した地方債によるものです。26年度末では、印西消防署庁舎建設事業や高規格救急自動車、指揮統制車の整備による借入れを予定しております。このうち立替施行の起債分につきましては、特別分担金の対象となっております。債務負担行為の未払い残高については、立替施行による庁舎や用地の取得費償還金で全て特別分担金の対象となっております。

次に、6－4ページ、歳出予算性質別の概要ですが、平成26年度予算の総額は30億1,426万円で、本年度に比べ1億5,076万円、5.3%の増加となりました。性質別区分の内訳ですが、人件費が21億6,256万6,000円です。職員の増加及び定期昇給による自然増などにより、本年度との比較では4,849万4,000円で2.3%の増加となります。内訳は、議員報酬、非常勤特別職等の報酬及び平成26年度に在籍する消防職員の給与、共済費です。平成26年度の職員数は244人で、6人の増加となります。

次に、扶助費は、2,848万5,000円で241万5,000円、7.8%の減となります。

次に、公債費は、2億8,245万8,000円で2,633万円、10.3%の増加となります。これは、平成24年度に借入れを実行した白井消防署屈折はしご付消防自動車、高規格救急自動車と本埜消防署庁舎建設事業の元金償還が始まることによるものです。これら義務的経費の総額は24億7,350万9,000円で、本年度に比べ7,240万9,000円、3%の増となります。

次に、投資的経費の普通建設事業費については、2億2,001万9,000円で、本年度に比べ581万7,000円、2.6%の減となっています。内容は、6－4ページ下段の主な取り組みの消防体制の整備の項目に記載しておりますが、印西消防署庁舎建設事業のうちの用地取得費や印西消防署へ配備する高規格救急自動車の更新整備事業と、牧の原消防署へ配備する指揮統制車整備事業となっております。また、普通建設事業費の単独分には、公有財産購入費として西白井消防署及び牧の原消防署の施設と用地等の取得に要する経費を計上しています。

次に、その他の経費の物件費につきましては、1億8,895万1,000円、本年度に比べ5,457万4,000円、40.6%の増加です。

次に、維持補修費につきましては、394万8,000円、本年度に比べ4,246万2,000円、91.5%の減です。主な内容は、トイレ改修や非常灯修繕など施設の効用を維持させるための経費を計上しております。

次に、補助費等につきましては、1億1,783万3,000円、本年度と比べ7,205万6,000円、157.4%の増となります。主な内容は、印西消防署建設に係る物件補償費や平成25年度から運用が開始されている共同指令センターと消防救急無線デジタル化に係る負担金などによるものです。

次に、予備費は、本年度と同額の1,000万円を計上しました。

以上が歳出予算の性質別概要となります。

なお、ページ下に主な取り組みを記載しましたが、性質別概要で説明したほかに、救急救命士1人を養成します。救命士の養成は、本年度研修中の1人を含めると延べ29人となり、救命士資格者採用の24人と合わせると本年度末における救命士の合計は53人になります。

6－5ページの歳入予算科目別の概要及び6－6ページの歳出予算目的別の概要については、この後の一般会計予算書の説明と重複しますので省略させていただきます。

それでは、平成26年度印西地区消防組合一般会計予算をごらんください。歳出から説明させていただきます。11ページをごらんください。

1 款議会費は、129万3,000円で10万2,000円の増となります。議会費の内容は議員10人の報酬、議長交際費、会議録の作成業務委託料などです。増額の理由は、会議録の作成業務委託料の増加によるものです。

次に、2 款総務費は、34万4,000円で増減はありません。内訳は、1 項総務管理費については、正副管理者等の報酬、管理者交際費などです。2 項監査委員費は、監査委員の報酬などです。

次に、3 款消防費は27億2,016万5,000円で、1 億2,432万8,000円の増となります。

節別に申し上げますと、1 節報酬は、労働安全衛生法に基づく産業医への報酬36万円で、職場巡視や職員の健康相談を予定しています。

2 節給料は、職員244人分で9 億5,799万5,000円、前年度に比べ2,575万7,000円の増となります。増額の要因は、職員の増加と定期昇給等によるものです。

次に、3 節職員手当等は7億1,218万7,000円で629万8,000円の増となります。

19ページの給与費明細書をごらんください。職員手当につきましては、勤務実績と予測により計上させていただきました。特殊勤務手当につきましては、機関員業務手当、救急救命士の救急出動手当を新たに計上しております。

12ページに戻りまして、4 節共済費ですが、共済組合の各種給付負担率の改定に伴い増加となり、5 億1,977万2,000円を計上し、1,402万3,000円の増となります。

5 節災害補償費につきましては、窓口として1,000円を計上しました。

次に、8 節報償費は、火災等における消防協力者への表彰や防火コンクール表彰記念品などとして14万6,000円を計上しました。

9 節旅費は、149万4,000円、前年度に比べ7 万1,000円の増。これは、消防学校の入校者数の増加によるものです。

10節交際費は、前年度と同じ20万円を計上させていただきました。

11節需用費は、8,082万6,000円、前年度に比べ536万7,000円の増額です。これは、消費税増税による燃料費や光熱水費の増額が主な要因です。

次に、12節、役務費は、12ページの火災保険料から13ページの中段の高圧ガス容器体圧検査手数料までの1,073万6,000円で、7 万円の減額です。

次に、13節委託料は、14ページの中段の消防用設備点検委託料までの6,230万円で3,995万7,000円の増。増額の要因は、印西消防署建設に係る基本設計、実施設計業務委託料によるものです。

次に、14節使用料及び賃借料は、1,650万円で56万8,000円の増となります。主な要因は、消費税増税により下水道使用料が増加したものです。

次に、15節工事請負費は、198万4,000円で4,467万5,000円の減です。減額の要因は、平成25年度に実施した西白井消防署の空調工事改修や消防本部の電話交換機の更新工事などが終了することによるものです。26年度の主な工事内容につきましては、印西消防署、白井消防署、西白井消防署、印旛消防署にテレビドアホン設置工事などを計上しています。

次に、15ページ、17節公有財産購入費は、1 億6,204万9,000円で、3,540万7,000円の増です。増額の要

因は、印西消防署施設、用地取得費償還金の終了により、3,362万7,000円の減額がありますが、新たに印西消防署の用地取得費を計上したことによるものです。

18節備品購入費は、7,796万1,000円で、3,032万6,000円の減額です。これは、計画している消防車両の更新整備事業が前年度と比べ少ないことが主な要因となります。車両の整備につきましては、高規格救急車1台の更新と指揮統制車1台となっております。

19節負担金補助及び交付金は、4,609万4,000円で、348万4,000円の増額です。増額の要因は、指令センター共同運用負担金の増加によるものです。

16ページをごらんください。22節補償補填及び賠償金は、印西消防署の用地買収に伴う補償費で6,862万6,000円を計上しています。

27節公課費は、消防車両の車検に伴う自動車重量税93万4,000円です。

次に、4款公債費ですが、1目元金は2億6,286万3,000円です。平成24年度に借入れを行い、白井消防署に配備した屈折はしご付消防自動車、高規格救急自動車、本埜消防署庁舎整備事業の元金償還が開始されることから、3,114万4,000円の増額となります。

17ページをごらんください。公債費の2目、利子は1,959万5,000円で、481万1,000円の減額です。減額の要因は、簡保資金及び財政融資資金の償還方法が元利均等返済のため利子が減額となるものでございます。

5款予備費は、予期せぬ支出に備え、25年度と同額の1,000万円を計上させていただきました。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。9ページの事項別明細書の記入をごらんください。

1款分担金及び負担金の総額は28億2,124万1,000円で、4,561万7,000円の増加となります。内訳は、一般分担金が26億1,491万4,000円で、7,631万4,000円の増加。主な要因は、印西消防署庁舎建設事業に係る物件費や人件費の増加によるものです。

特別分担金は2億632万7,000円で、3,069万7,000円の減少です。主な要因は、印西消防署庁舎、用地取得費の償還が終了することによるものです。

なお、一般分担金の負担金割合については、消防費に係る基準財政需要額割100%となります。

構成市それぞれの分担金の内訳及び積算根拠につきましては、28ページの平成26年度一般会計予算分担金算出表に記載のとおりです。

9ページに戻りまして、2款使用料及び手数料は、行政財産目的外使用料で16万5,000円、消防手数料で135万8,000円を計上しております。消防手数料は、実績と今後の対象施設数の予測を勘案し計上しました。

次に、3款国庫支出金、4款県支出金につきましては、事業予定はありませんが、科目存置として1,000円を計上しております。

次に、5款繰越金は、予備費相当分として1,000万円を計上しております。

次に、6款諸収入は569万4,000円で、職員の生命保険料等徴収代行手数料や庁舎内に設置しております自動販売機の設置納付金などです。

次に、7款組合債については、高規格救急自動車、指揮統制車、印西消防署建設工事に係る地方債で、

1億7,580万円を計上しました。

以上で平成26年度予算の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩井一郎）　これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子）　最初に全て質問を申し上げてよろしいでしょうか。

まず最初に、では11ページのところにあります総務費で19節の負担金補助及び交付金の中で非常勤職員公務災害とありますけれども、この非常勤職員はどこを対象としているのかということと、この間文化ホールでいかに火災報知機というか、部屋の中に設置するのが重要であるかということの講演会がありましたけれども、それを設置するための非常勤職員というふうに考えていいのかどうか。もしそれが違っているのでしたら、ではその火災報知機をどう普及するかという予算はどこについているのかを伺いたいと思います。

それと、次の12ページで、旅費の中で消防大学校、消防学校、救命救急士、これはそれぞれ何名を養成するという計画を立てているのか。

それと、14ページで、委託料の一番最後のほうで、その他業務委託料とありますけれども、ちょっとこの辺、その他は何に該当するのかを伺いたいと思います。

次に16ページですけれども、先ほどの旅費はこの16ページにある研修負担金とちょっと重なることがあると思いますけれども、まず人数を伺いたいのと、それとメディカルコントロール協議会負担金、これはどういう効果を狙っているというか、その成果について。成果というか、協議会はどういう内容のものかちょっと伺いたいと思います。

それと、指令センターの共同運用負担金、これはかなりの金額を占めていますけれども、これから毎回、毎回予算につくとおもいますけれども、これは毎年同額を計上することなのではないでしょうか。その点伺いたいと思います。

それと、20ページで、職員のこと。夜間勤務手当という職員手当の中で、制度改正に伴う増額分として夜間勤務手当が減りました。そもそも夜間勤務手当そのものがなくなったのかどうか。それともその対象の人数を減らすということなのか、ちょっとその辺の状況を伺いたいと思います。

それと、質問ちょっとダブルかもしれませんが、説明の中の6-4で救命救急士、今年度1名養成するとあって、現在53人とありますけれども、毎年1名ではなくて人数が多ければそれだけ人の命を救うという観点からもっと養成すべきだと思いますけれども、毎年1名程度ということなのか、それとももっと予算があればふやしたいという考えなのか、もし計画みたいのがあれば伺いたいと思います。

それと、同じ説明の6-5なのですけれども、諸収入の雑入の中で自動販売機の設置納付金が79%もふえているということで、ちょっとこれはどういうことなのではないでしょうか。需要があって設置するのでしようけれども、ちょっとその辺の説明をお願いします。

それと、同じ6-6で単独事業で水槽付消防ポンプ自動車や消防ポンプ自動車、これがマイナスになっているその要因をお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（岩井一郎） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 1点目の質疑の中で11ページの負担金、非常勤の対象はというところですが、先だつてのシンポジウムで住宅用火災警報器で行うその職員と対象の内容がちよつと異なっていますので、説明をさせていただきます。

この予算で書かれておりますこの総務費です。11ページ。この非常勤職員公務災害補償事務負担金については、これは議員の皆さん、あるいは正副管理者等非常勤特別職の公務災害の負担金となります。それから、住宅用火災警報器の推進等については、今後そのような計画をとということでこの26年度予算の中にはございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） それでは、私から。まず、12ページの部分からお答えをさせていただきたいと思

います。

消防学校、消防大学校の入校の旅費の人数ということでお答えがよろしいかと思ますので。

まず、消防大学校には幹部科を含めて4名ほど入校を予定しております。続いて、消防学校につきましては、初任科9名、救急科4名のほか、そのほか7科に入校を予定しております。ちよつと詳しい人数がちよつと手元に今のところないのですが、その入校を予定しているところであります。

済みません、人数のほうが、千葉県消防学校が23名、そのほか自治専門校に8名の入校を予定しております。また、最初に説明したとおり、救急救命士については1名をとということでございます。

続いて、14ページのその他業務の委託料につきましてですが、内容につきましては、空気呼吸器と言いまして、火災の際に消防隊が背負って中で呼吸ができ、火事場で行く、点検料や消防車両についています地図の更新や共同指令センターの指令業務システムの非常用発電の発電設備の点検と本埜消防署、印西市役所の本埜支所が併設しておりますので、その辺で業務分担といいますか、その維持管理に係る委託部分のこちらで支払う分が含まれるということでの委託料の増加です。

続いて、救命士の1名の養成が少ないのではないかというようなお話でしたが、私ども計画的に救命士を充てようということで実施計画のほうでも触れさせていただいております。最終的には、常時2名の救命士を救急車に乗車させようという目的でやっております、実働の救命士を56人にしたいという考えではおりますが、1度にふやしますとやはり1度に抜けてしまうというような弊害が発生してきますので、段階的に採用とこちらからの養成をあわせて行っていくという考え方で行っております。

それから、審議資料の6-5の自販機の件についてですが、これは構成市のほうでもやられていると思うのですが、行政財産の目的外使用に合わせた自販機業者さんからの納付金です。自販機を置かせてもらうことによってこのくらいの売り上げが予想されるのでその分の利益還元というか、それを消防本部にお支払いしますよという提案の中からの料金という形でございます。

夜間勤務手当です。夜間勤務手当が減っているということにつきましては、次年度から職員の健康管理などの目的から夜間の中を、今、夜10時から翌朝の6時半までの間に2時間の勤務、交代で勤務をさせている部分がございます。次年度早々からというわけではないのですが、予定では7月ごろからになるかと思はますが、一斉に仮眠をとると。夜11時から翌朝の5時半までを一斉仮眠をとらせるということは今計画しております。そうしますと、夜間の1時間手当のつく夜間深夜業務帯という時間がございまして、

夜10時から翌朝の5時までということで深夜業務帯の手当が支払われるその時間帯の1時間は入らないというところから減ってくるということになります。そうすることによりまして、職員も連続した仮眠がとれるというところで健康管理にもつながるといことでの手当の設定となっております。

もう一つ、ポンプ自動車の件でございますが、ポンプ自動車は減額分になっている部分を25年度に整備が終了している分を三角で減額の分を示しておる部分でございます。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 警防課長。

○警防課長（木間峰高） それでは、メディカルコントロール協議会の負担金についてご説明申し上げます。

このメディカルコントロール協議会とは、これは目的でございますけれども、救急業務の高度化を推進するため医師の常時指示体制、活動の事業検証体制、救急救命士及び救急隊員の教育体制を構築しているものでございますので、こちらに関しての負担金は毎年発生するものでございます。

次に、ちば共同指令センターの負担金でございますが、こちらランニングコスト等が毎年発生しておりますので、金額が若干年によって前後しますけれども、負担金のほうの増は求められております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） では、再質問します。

火災警報器の予算は今年度入っていないということですが、あれだけ大々的なシンポジウムやっていかに火災警報器の必要性を訴えているのに、それを予算に入れないというのはちょっとシンポジウムと合っていないのではないかなと思いますので、これはぜひ何らかの方法で火災報知機、火災警報器の周知、いかに皆さんにつけていただくかということをもっとPRして、これをやることによって非常に命が助かったということもパネラーの方たちも言っていますので、これは私は予算につけるべきだと思いますので、ちょっとその点について考えを伺いたいと思います。

それと14ページのその他業務委託料で、火災のときの空気呼吸器というのが出てきました。これは、毎回購入されていて、必要台数というか、それは十分に設置されているという予算になっているのかを伺いたいと思います。

それと、メディカルコントロール協議会。これは、職員の方が出られてその中で協議するのか、それとも負担金としてただ費用の支出をするだけなのか、ちょっとその辺もう少しお伺いしたいと思います。いろいろと救急業務のこととか、医師のこと、あと隊員の協力というふうに説明がありましたけれども、この点についてどうかかわっていつているのかも伺いたいと思います。

あと、指令共同運用負担、これランニングコストと言いますけれども、年によって多少の変動はあっても大体この線で金額はいくのか、もう一度確認したいと思います。

それと、6-6の夜間勤務手当。これは、7月から一斉に皆さんが仮眠をとるということで、この仮眠をとることによっていざというときに素早く出動できるということだと思いますけれども、印西消防署の仮眠室が非常に古いというか、仮眠できないというか、安眠してはいけないのかもしれませんが、あそこ非常にひどい状況ですよ。だから、新しく印西消防署ができるのですけれども、この仮眠室が十分に、あと何年かありますから改修するなり、やるべきだと思いますけれども、その点考えを伺いたいと

思います。

再質問、以上です。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 印西消防署の仮眠室の件ですけれども、実際職員がいい環境の中で仕事をしていただくということは、現場を預かっている自分たちにとっては当然だというふうには認識をしております。ただ、やはり28年度開署を目途に今建設に向かっているところでございますので、その辺については理解をしていただきたいなというふうには思っているところでございます。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） その他業務委託料の空気呼吸器の件で。私のほうでちょっと言葉が足らなかったのか、台数というよりも台数は今現在必要数はそろっていると。その中でこの業務委託に関しましては、きちんと使えるようにいつも管理するための保守点検の委託料ということであります。

以上です。

○議長（岩井一郎） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） 住宅火災警報器の予算のことについてご説明をしたいと思います。

まず、住宅火災警報器の設置促進ということで関係市村のほうのイベント時にパネル等持参しPR活動をしているということや、あと当消防組合が毎年火災予防運動週間中に前に募集する小学生の防火ポスター、これに住宅火災警報器の設置と維持管理についてのPRをしています。それに伴って火災予防運動期間中に、そのポスターを小さくしてポケットティッシュの中に入れてまして、それについてもそこで一緒にPR活動をさせていただいているという形と、毎年春先に自治総会のほうに出向しまして職員がそこで住警器の重要性を訴えているという形で、特にやはり住警器をPRするという事で予算等はとっていないというような状況です。職員がいろんなところへ出て行って、そして訴えるというのを私どものほうとしてPRして活動しているということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩井一郎） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 私から。まず、メディカルコントロール協議会の件でお答えをさせていただきます。

これは、正式名称は、印旛地域救急業務メディカルコントロール協議会と申します。救急業務は救命士など医療行為のできる隊員が活動しているところではありますが、そのために構成としては印旛郡市6つの消防本部があります。それと医療機関が3カ所、これは日医大と、それから成田日赤、それから東邦佐倉これらの団体で構成された協議会であります。それによって救急業務の高度化を図っていると。例えば電気ショックをやるだとか、そういうことに対して先ほど答弁申し上げましたように、医師が常駐してその救急隊の求めに応じて指示をする、それから事後検証、活動内容を検証して推進、次の活動に生かしていくと、それから救命士、救急隊員の教育を行う。そのような協議会でございます。

それから、あと共同指令の負担金の関係であります。千葉県内の20本部で千葉消防共同指令センターを現在共同運営しているところでもあります。そのための指令システムだとか、いろいろと施設等の維持管理、コンピューターなど改良とかいろいろありますので、そういう経費としてこれは各20本部が負担して

いる経費でございます。

以上です。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 住宅火災警報器、いろいろとPRしているとおっしゃいますけれども、実際、それではいろいろと今年度もPRしていると思いますけれども、実際に設置率が上がったのかどうかという、その検証も含めて、やはりこれだけは設置目標というか台数を上げるなり、やっぱり目標を立ててそれに向かってどういう方法がより住民の方の意識に届くのかということをやってほしいのです。実際にこれURの賃貸住宅ですと無料で設置してもらえるとというのがありますがけれども、ほかは費用がかかるということで、前、国だか県だかの緊急雇用のお金で1軒1軒回っても余り成果がなかったということも前にお伺いしましたけれども、やはり設置目標を立てて1年間でどのぐらい台数がアップしたかということも立てて、それでやっていただきたいと思います。ちょっとその点について考えも伺いたいと思います。

それと、メディカルコントロールの3つの医療機関という、日医大と日赤と言われましたけれども、印西市にも印西総合病院が開設されましたけれども、ここの病院は入っていないのか。これから入ってもらうようにお誘いするのか、ちょっとその点。せっかくできた総合病院ですので、その点どうなっているのか伺いたいと思います。

それと、仮眠室。28年度にできるからいいよということではなくて、それから何年かこれからあるわけですから、例えば清潔な布団が設置されているとか、やっぱりその消防の方たちの意見も聞きながら改善をお願いしたいと思いますけれども、どうでしょうか。

以上で私の質問、終わります。

○議長（岩井一郎） 予防課長。

○予防課長（中澤厚元） 住宅警報器の設置率を上げるための目標ということについてお答えをしたいと思います。

住宅火災警報器については、以前から、平成20年から設置のお願いをしていますが、それに伴って設置率毎年国のほうでも出しております。当組合も数ポイントですが、常に毎年上昇をしています。ただ、その上昇について、目標というものについてですが、これについてはやはり再度消防本部で検討して設置が促進できるような方法を今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 次長。

○消防本部次長（石井 満） メディカルコントロール協議会に対して市内の病院が加われないのかというところでございますが、現在構成されている3医療機関については、いずれも救急の3次医療機関、救命センターのところでございますので、現行ではちょっと無理ではないかというふうに考えられます。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 仮眠室の関係ですけれども、当然職員が環境のいいところで仕事をするということについては、山田議員と同じ考えでございます。ただ、ハード面についてはなかなか難しい面がありますので、ハード面以外について、やはり環境のいい職場ということでは努力をしていきたいというふうに考えています。

○議長（岩井一郎） ほかに質疑はありませんか。

6番、酢崎義行議員。

○6番（酢崎義行） 1点だけ伺います。13ページの委託料の中に例規集電子化作成業務委託料というのがございます。これは、新しい事業なのかどうかということと、構成市の条例を運用している部分が多々あるかと思うのですが、その辺との関係、全く単独でつくるのか、リンクを考えてつくられるのかを伺います。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 例規集の電子化事業につきましては、全く単独の私どもの事業でありまして、今現在もホームページ上に載っておる例規集の作成業務ということでございます。

それとあと、今お持ちになっている例規集も全て今電子化されて管理されているというところではございます。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 6番、酢崎義行議員。

○6番（酢崎義行） そうしますと、今ホームページに載っている例規集の電子化されている部分がさらに充実されるというふうな考え方でよろしいですか。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 今、毎年毎年この例規集が更新されておりますので、そのための経費ということでございます。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） よろしいですか。

○6番（酢崎義行） はい。

○議長（岩井一郎） ほかに質疑はありませんか。

1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） 実は、一般質問でも印西消防署の建設の件についてちょっと触れていますので、かぶるかどうかちょっとわからないのですけれども、15ページのまず消防庁舎用地取得費のところ、さきに全協のほうでご説明がありましたように、その内容をざっくり簡単に簡潔に言うと、当初見込みよりもふえたのは、要するに参考とするデータをちょっと間違えてしまったのかなというふうにならぬかと私の方では理解したのですけれども、そこら辺のところについて、今、どうしてそういうふうになったのかというところの事情をちょっと説明していただければと思います。全協の説明では、当初のその見込みの段階でそのデータとする土地をちょっと間違えたといったらちょっと語弊があるかもしれませんが、そういったところなのかなということなのです。この辺の事情をちょっと説明していただければと思います。

次に、16ページの消防庁舎用地買収に伴う補償費のところですが、こちらも全協で先ほどご説明がありまして、最大、マックスを見込んでの数値ということなのですけれども、こちらは上物の再建するしないで変動するとは思いますが、地権者の意向というのがまだ固まっていないのかどうか、そこら辺のところについてご説明をいただけたらと思います。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） それでは、土地購入の関係の当初見積もりということですが、最終的にはやはり鑑定をしてその結果に基づいてその購入をするということが手続上の問題だと思いますが、ただ情報としてその当時はできる範囲でやったということですが、やはりその中で金額の差が出たということについて指摘があれば、今影山議員が言ったとおりにならざるを得ないのかなと。ただ、そのときに職員とすれば、情報をとれる範囲ではやったというふうには認識をしていると思います。

それから、補償費の関係ですけれども、土地の購入を含めましてこの議会で可決をいただいた後に今後交渉に入っていくということですので、金額云々という話については一切今触れておりませんので、購入をさせていただきますという状況の中で今説明をしている状況ですので、ご理解をいただきたいと思います。

○1番（影山廣輔） 了解しました。

○議長（岩井一郎） よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。まず、原案に反対者の発言はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 次に、原案に賛成者の発言はありますか。

9番、石井恵子議員。

○9番（石井恵子） 議案第6号 平成26年度印西地区消防組合一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

今回大きな支出となるのが印西消防署建設にかかわる整備費です。土地購入費と物件補償費が当初予算の説明より大幅に増加していますが、物件補償の専門家と言われる鑑定士2者に鑑定依頼して算出された金額だということで、不正につり上げられたというものではありません。ただ、物件補償費については、先ほど全協でご説明がありましており、長年営業していない店舗でもほかの土地に建てるための補償費ということで、そのような認識が執行部にはなかったということは残念ですが、今後はこのようなことが起きないようにお願いいたします。また、基本設計、実施設計委託料についても、前年度比40.6%増という理由も長引く不況で建設業で働く人が激減した中、東日本大震災の復興と国の防災対策や6年後の東京オリンピック・パラリンピックの準備等で鉄骨などの物品の高騰や労務単価の引き上げなどにより、人件費が高騰したものと理解しています。しかし、現在地にある印西消防署は昭和47年の建物であり、さきの東日本大震災では地盤沈下を初め、最も被害が出た建物であります。緊急性を要しますし、住民の命と財産を守る最も重要な使命を兼ね備えています。

以上のことから、本予算に賛成いたします。

○議長（岩井一郎） 原案に反対者の発言はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 原案に賛成者の発言はありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（岩井一郎） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 平成26年度印西地区消防組合一般会計予算についてを採決します。

議案第6号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岩井一郎） 起立多数です。

したがって、議案第6号については、原案のとおり可決いたしました。

ここで休憩したいと思います。1時10分まで休憩します。

休憩 午後 零時07分

再開 午後 1時10分

○議長（岩井一郎） 再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（岩井一郎） 日程第11、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

なお、申し合わせにより、一般質問の制限時間は60分となっておりますので、よろしくお願いします。

4番、山田喜代子議員の発言を許します。

6番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） それでは、質問します。今回3項目を質問いたします。

1番、消費税増税による影響について伺います。2014年4月からの消費税増税による組合への影響はどうか、計画的な消防車両等の購入への影響、消防署の維持管理等への影響について伺います。

2番目として職員の労働環境の改善について。職員の増員計画、計画どおりに進んでいるのか。もしおこなっているならば、その理由、そしてそれをどう改善していくのか。また、有給休暇、年休の完全取得、取得率の状況、2012年、2013年との比較、取得率アップをどう考えるか、その目標値を設定する考えはないか伺います。

3番目として、印西消防署建設について。進捗状況はどうか。跡地利用の考え方についてお答えください。

以上、3項目よろしくお願いします。

○議長（岩井一郎） 管理者。

○管理者（伊澤史夫） 3の印西消防署の進捗状況については私から、その他の質問については消防長からお答えさせていただきます。

3、印西消防署建設の1の進捗状況についてお答えいたします。

現在の状況といたしましては、用地取得に必要な用地測量、物件補償算定及び不動産鑑定が終了し、

これらの結果に基づき地権者との交渉の準備を進めている状況でございます。

なお、今後の予定といたしましては、当初の計画どおり、平成26年度に用地取得及び設計業務、平成27年度には建築工事を実施し、平成28年度の開始を目指しております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 1、消費税増税による影響について。2014年4月からの消費税増税による組合への影響はどうかについてお答えいたします。

平成25年度の当初予算と平成26年度の当初予算の比較では3%の増税の影響としては、約1,000万円の増額を見込んでおるところでございます。内訳として、印西消防署庁舎建設事業で約520万円、消防車両整備事業で約160万円、その他の物件費や維持管理補修などで約320万円の増額となります。

消費税増額による計画的な消防車両等への購入への影響に関しましては、消費税増税による事業費への影響はございますが、当消防組合が作成しております整備計画に基づき計画的に整備を進めていきたいと考えております。また、印西消防署の建てかえ工事や白井消防署及び印西西消防署の改修工事につきましても、総事業費には影響が出るものの、計画どおり進める必要があるものと考えております。

次に、2、職員の労働環境の改善、①、職員の増員が計画どおり進んでいるのか、おけているならば、その理由、どう改善していくのかについてお答えをします。

職員の増員につきましては、平成24年度に策定した第2次消防職員定員適正化計画により、平成29年までの5年間に15名の増員を予定しております。進捗状況としましては、平成26年度には計画どおり5名増員の243名体制となる予定でございます。

次に、②、有給休暇の完全取得、取得率の状況、2012年、2013年との比較、取得率アップをどう考えるか、目標値を設定する考えはないかについてお答えをします。

有給休暇の取得状況につきましては、平成24年度の職員1人当たりの平均取得日数が12.9日、平成23年度については、13.8日でございます。取得率を上げるための目標値としましては、消防の業務量は各種災害の発生状況などによって想定できない部分もありますので、現在のところ予定はしておりません。また、取得率アップにつきましては、定員適正化計画において職員を計画的に採用していくこととしておりますが、採用後の職員は1年間、消防学校などの教育機関を要するなど、短期的には効果は難しいものの、将来的には取得率向上の一因となるものと考えております。

次に、3、印西消防署建設の跡地活用の考え方についてお答えをいたします。

現在の印西消防署用地は、印西市の所有となっておりますので、移転後の土地活用につきましては、今後印西市の中で協議されていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） それでは、再質問を行います。

消費税増税による影響なのですが、そのうち国に納める消費税は幾らとなるのか計算されていたらお答えください。それと、建てかえ工事や改修工事など工期に影響は出る可能性はないのかどうか、その点についてもお答えください。それと……

(「一問」と言う人あり)

○4番(山田喜代子) 一問一答でしたか。

(「何事か言う人あり)

○4番(山田喜代子) 総括でやってしまっていていいですか。

○議長(岩井一郎) 一括でお願いします。

○4番(山田喜代子) では、済みません。総括でやります。それと職員の労働環境の改善ということで、印西市もさらに白井市ともに戸建てもそうですけれども、マンションの建設などにより人口増が予定されています。それに対して職員の人員増はあるのかどうか。

また、年休の取得率の低い数値を組合としてはどう認識しているのでしょうか。そして、その取得を目標を立てていないとおっしゃいますけれども、それは全く職員一人一人の個人任せにしてよいと考えているのでしょうか。その辺の考えを伺いたいと思います。

それと、これは私毎回議会のたびにいかに取得率アップをするかということを質問しているのですが、実際に年間20日の休暇100%取得できている部署はあるのか。また、一番率の低い部署はどこなのか、お答えください。

それと、この取得率なのですから、これ大体毎年このように同様の傾向になっているのでしょうか。それを把握されていたら、お答えいただきたいと思います。

それと子育て中の職員で、その職員への配慮というものはあるのかどうか。配慮されているのかどうか。

それと、消防署の建設ですけれども、現在先ほども私申し上げましたけれども、非常に状況が悪いので、その状況を鑑みれば、早急の開設が必要と考えます。これちゃんと計画どおりになるのかどうか。ちょっと支障となるものはあるのか。もし支障があれば、そのことについてお答えいただきたいと思います。

それと、消防署建設、印西消防建設で、土地が印西市の土地ですから、組合での協議の予定とか計画はあるのでしょうか。組合としてその土地のことについて、どういう考え、また方針で臨んでいくのかお答えいただきたいと思います。

○議長(岩井一郎) 総務課長。

○総務課長(須藤達也) それでは、再質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、国へ納める消費税額ということですが、消費税増税による影響は約1,000万であります。そのうち国に納める額ということですが、消費税の増税額を見込んでいる約1,000万は全て支払い先の業者から消費税として国にまず一旦納められるということとなります。

次に、建てかえ工事や改修工事など工期に影響が出る可能性はないのかということですが、建てかえ工事や改修工事などで消費税増税による工期への影響はないものというふうに捉えております。

続いて、職員の労働環境の改善です。両市とも人口増が予定されているがと、人員増はあるのかということについてですが、第2次定員適正化計画でも構成市の人口推計を踏まえておりますので、人口増加も一つの要素として策定しておりますので、それに従って増員計画を進めていくという考えでおります。

次に、職員の労働環境の改善の中で取得率の低い数値をどう認識しているかということですが、年次休暇のとりやすい環境をつくるための方策としましても、何度も申し上げておりますが、定員適正化計画の着実な実施によりまして、職員数を増員し、結果的に部隊要員が確保できる状況をつくるのが最も重要

と考えております。その中で取得率が上がっていくものと考えております。

次に、個人任せにしてよいと考えているのかということですが、職員にとりましては年次休暇を必要な時期に取得できることが最も重要であると考えております。職場の環境づくりとしましても、定員適正化計画の着実な実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、100%取得できている部署と一番率の低い部署はどこかということについてお答えさせていただきます。

100%取得している部署はございません。また、一番取得日数が少ない部署ですが、平成24年にちば共同指令センターの関係で組織変更と人員異動があったため、概算の数値となりますが、この数値の中では印西消防署が1人当たり11日で一番少ない部署となっております。

それから、毎年同様の傾向なのかということですが、署ごとの取得日数の比較については、その年の中で長期研修の状況や災害発生の件数などによっても異なりますので、一概にはどこがということとはということではありませんので、同様とは一概には言い切れません。

それから、子育て中の職員への配慮はあるのかということですが、何か他の職員と異なる配慮というものはないのですが、職場環境の面で小さな子を持つ職員を応援する意識というものは、やはり重要であると考えております。その中で、職員同士でやはり気を使っている部分がありますので、そういう部分で対応しているのかということでもあります。

以上で終わります。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 3番の印西消防署建設に関係しまして、計画どおりの開設になるのか、支障はないかについてお答えをいたします。

印西消防署につきましては、先ほどお答えいたしましたとおり、平成28年度の開署を目指して計画を進めております。質問の中にありましたように、印西消防署の老朽化が激しいものですから、計画どおり改修できるように努めていきたいと考えております。また、支障のあるものについては、現在のところ別段ないというふうに考えているところでございます。

次に、印西消防署の跡地についての市との協議の予定、計画はあるかについてお答えさせていただきますが、先ほどお答えいたしましたとおり、印西消防署の用地は印西市の所有地となっておりますので、印西市の中で協議をしていくということで、組合としてこうだというようなことは今のところ持っておりません。

以上です。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） それでは、職員の労働のことについて伺いたいと思います。

先ほど答弁されたことは、職員数を増員し、結果的に部隊要員が確保できる状況をつくるということが重要というふうにおっしゃいましたけれども、言いかえれば、職員がふえれば取得率が上がるのだよということなのだとは今とらえたのですけれども、そうすれば職員が不足しているからということなのではないでしょうか。ちょっとその辺の認識を伺いたいとおります。

それと③について。適正化計画を盛んにおっしゃいますけれども、適正化計画によって増員すれば、職員はふえるわけです。そうすれば、毎年取得率がふえるというふうにとらえていいのですね。それを確認

したいと思います。

それと、④ですけれども、ご答弁の中で平成24年ちば消防共同指令センターの関係とか、それで組織変更と人事異動あったということもあります。印西消防署が非常に少なく11日しかなかった。とれなかった。つまり、月に1回しかとれないということがわかったのですけれども、この共同指令センターの開設のときは特別としても、組合として消防署別に取得率というのは把握しているのでしょうか。西白井とか白井とか消防署が7個ありますけれども、消防署別に取得率をもし把握しているのだったらお答えいただきたいと思いますが、その点について伺います。取得率が少ない部署について、これは原因がやっぱり職員が少ないからなのかどうか。なぜ取得率が少ない、低いのかという、そういう原因というのをどういうふうに認識されているのか、ちょっと伺いたいと思います。

それで、⑤について、毎年同様の傾向なのかについては、災害発生件数により異なるというのは、本当にそのとおりでと思います。災害とかは、全く予想できないことです。では、それでは長期研修とか、災害発生件数という、長期研修というのは計画が毎年毎年決められているのですけれども、では災害発生が多かったところは、取得率は少なくというふうにちゃんと比例しているのかどうか。つまり、私が言いたいのは、低いということはこういう原因があるのだという、そういう原因まで把握されているのかちょっとお答えしていただきたいと思います。

それと⑥の子育て中の職員、この配慮です。子供というのは、本当に急な発熱とかけがとか、子供を持つ親は本当に予定していない休暇をとらざるを得ないという状況がたびたび多いのですけれども、必要に応じて取得できるのかどうか。何か今職員同士で気を使っているとかおっしゃいましたけれども、それももちろん大事ですけれども、やはりいかに子育て中の職員を支援するかということでもう一度伺いたいと思います。子育て中の職員の取得率を高める応援というのは、具体的にどうするのか。また、どうしていくのか。

それと、最後に印西消防署について。これは、先ほどの全員協議会でいろいろと説明がありました。この定例の議会のほかに、状況が動いたらその都度議会に向けて説明をしていただきたいと思いますが、そういう考えはないか伺いたいと思います。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 印西消防署の建設の関係について、先にお答えをさせていただきます。

当然、皆さんに情報を提供して皆さんにご理解をいただいて進めていく事業だというふうに認識しておりますので、当然ご報告させていただきたいと。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） まず、職員がふえればいいのかというようなことでの質問があったと思うのですが、実質的には職員がふえれば当然柔軟性があり、とりやすい状況にはなろうかと思いますが、必要な職員数ではあるのですが、1度に採用を行いますと、当然その辺でまたひずみができてくるというところが、まず第1点目です。ですから、持続的に継続的にということで段階を追って毎年今の計画では来年度が8名、その次9名、9名、8名というふうな割り振りで採用を予定しておりますので、その計画に沿って採用を進めていきたいということで考えております。

署別の休暇の状況の取得状況については、把握はしております。それで毎年同じような傾向にあるのか

ということですが、やはり署別に多少は変わってきております。その原因についてですが、やはり先ほどからご答弁差し上げておき、長期研修、消防大学校、消防学校の研修、1カ月、2カ月というものも当然ございます。そうしますと、やはりそこの職員に負担がかかるというか、年次休暇を取得しづらい環境になってしまうというのは現在の状況であります、今後職員数を徐々にふやすことによりまして、その状況が改善されるということでの計画を立てているところであります。

子育て支援につきましては、今私どものほうでは特に制度的にこれはというものは無いのですが、やはり職員相互におきまして、その24時間顔を突き合わせて仕事をしている仲間ですので、やはり子供の病気やその辺の配慮は各所属で行っているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） 休暇をとれない原因を今説明いただきましたけれども、その中で消防署別に取得率を把握しているということなので、ちょっとその点消防署別の取得率をちょっと教えてください。何日毎年とっているのかどうか。それは、経年的にチェックしているのかどうか。その点について伺いたいと思います。職員のいかに休暇の取得率をアップするかという、本当にアップさせようという考えが本当にあるのか、ちょっと非常に疑わしいというふうには私は捉えるのです。確かに長期研修とかいろいろあって、なかなかとりづらいというのもあるのはわかります。急な発生もある。予想されない災害の発生、これは組合であるならば当然のことですけれども、それをもってなおいかに休暇の取得率を上げるかというやはり目標値を定めて何とかこの数字に近づけようという、それを設定しない限りなかなか取得率をアップできることは、難しいのではないかなと思いますけれども、職員間の相互の理解とか助け合いはもちろん重要ですが、やはり数字的に見てどうかということが必要だと思いますので、ちょっとその点についてもう一度確認したいと思います。

○議長（岩井一郎） 総務課長。

○総務課長（須藤達也） 消防署ごとの年休の取得状況について、数値で毎年把握しているかということですが、今手持ちには24年と25年ということでありまして。毎年そんなに大きな差はないのですが、24年は、消防署で申し上げますと、先ほど申しましたとおり印西消防署が11日、印西西消防署が14.8日、牧の原消防署が11.8日、白井消防署が11.1、西白井消防署が11.6日、印旛消防署が14.5日、本埜消防署が18日、消防本部ですと、総務課が12.9日、予防課が13.3日、警防課が13日と、全体を平均しますと、12.9日ということになります。平成25年で言いますと、印西消防署が14.3日、印西西消防署が14.7日、牧の原消防署も13.7日、白井消防署が14日、西白井消防署が11.3日、印旛消防署が14.4日、本埜消防署が15.1日、消防本部の総務課が13.7日、予防課が13.2日、警防課が13.5日、全体を平均しますと13.8日ということになります。

それから、何も対策をしていないのかということでありましたが、昨年10月から中核署というようなことで3つの消防署に職員を多目に配置して、そこからというような研修等々あったらその足りない部分に補充していこうという、これ今現在すぐにちょっとできるような配置人員ではないのですが、今後増員計画が、増員計画というか、採用職員適正化計画が進んでいく中でそのような長期研修に対応した対策がとれるものと考えております。

以上であります。

○議長（岩井一郎） 次長。

○消防本部次長（石井 満） ただいま各所属別の取得の状況を申し上げました。それで、議員からご指摘がありましたように、その教育研修とかそういうところなんかがあってどうしてなのかという。消防のちょっと特殊事情について申し上げたいと思います。

消防については、火災あるいは救急など各種災害、これに対応するために部隊があります。それを有効に機能するには最低何人が必要だということで職員の適正化計画をつくっているところであります。そういうところで、新採用の職員もそうですし、長期研修もそうなのですが、それぞれの職員の配置している人数には全て新人も、あるいはその中から研修を行ったりするということで、どうしてもある程度最小必要な人員の確保が必要だと。ですから、所属によって新人がいる場合、いる所属といない所属と、あるいは研修が長期に入っている所属、ない所属、そういうところも多少影響がございます。これについては、すぐに効果が出ない。要するに人数が、増員があったといってもその分が新人だということになると、では新人を全部カウントできるかということ、消防学校に半年行くとか、そういうことがありますので、これは徐々にですが、効果としては上がっていくと。ちょっと長期的というか、スパンをちょっと見ていただきたいというふうに考えております。よろしくをお願いします。

○議長（岩井一郎） 4番、山田喜代子議員。

○4番（山田喜代子） わかりました。最後に1点だけお伺いします。

その状況がいろいろとご説明いただいて理解しましたけれども、やはり組合として全部の消防署に例えば全部14日はとろうねという感じでその目標を定めるという、そういう考えはないのかどうか、ちょっとその点について。これ、消防長にお伺いしたいと思います。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 先ほどお答えしましたように、数値の設定というのは難しいというふうに考えております。職員がとりやすいように、幹部職員のほうも積極的に休暇をとりながら監督に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井一郎） よろしいですか。

○4番（山田喜代子） はい。

○議長（岩井一郎） 以上で山田議員の質問を終わります。

次に、1番、影山廣輔議員の発言を許します。

1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） 通告に従いまして2つの質問をしたいと思います。1つ、印西消防署新設の進捗状況について。現状において耐震強度並びに水害対応に問題のある印西消防署の建てかえが決定されましたが、最近の建設単価の高騰など、その過程においていろいろと問題があるように聞き及んでいます。そこで、現在の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

2つ、病院の新設、移設と緊急搬送体制との関連について。現在印西牧の原地区においては、総合病院の新設がなされ、白井においても今後聖仁会病院の移設や新規病院の建設がなされる予定です。これらの

動きを受けて、印旛管内の救急搬送体制にどう影響するのか。より一層の拡充が図れるのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） 1の印西消防署新設の進捗状況について、現在の進捗についてお答えをさせていただきます。

先ほど山田議員にお答えをさせていただきましたが、現在の状況といたしましては、用地取得に必要な用地測量、物件補償算定及び不動産鑑定が終了いたしまして、これらの結果に基づきまして地権者との交渉を早期に進めたいと考えています。

なお、今後の予定としましては、当初の計画どおり、平成26年度に用地取得及び設計業務、平成27年度には建設工事を実施し、平成28年度の開始を目指しているところでございます。

次に、2、病院新設、移設と救急搬送体制の関連についてお答えいたします。

救急医療機関は、初期、2次、3次に分けられ、入院や手術を伴わない患者を受け入れる初期救急医療機関、入院や手術を要する患者を受け入れる2次救急医療機関、2次救急医療機関では対応できない脳卒中や心筋梗塞、多発外傷など、重篤な患者を受け入れる3次救急医療機関の体制となっております。その中で、救急隊は患者の緊急度や重症度などを状態によって搬送先医療機関を選定することとなっております。白井聖仁会病院移設や新規病院の建設については、現在のところ情報は把握しておりませんが、当組合管内に新たな医療機関が新設されることは、市民に歓迎されると同時に救急搬送先の選択肢もふえ、搬送時間の短縮も考えられるところでございます。しかしながら、救急の場合は、患者の状態に応じた処置が可能な医療機関であることが大切であり、組合管内の病院に必ず搬送できるというものでもなく、医療機関がふえたとしても、救急体制の拡充にはつながらない場合もございます。

今後も新設医療機関等連絡をとりながら、救急受け入れ体制の情報収集に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（岩井一郎） 1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） では、1番目の印西消防署の件について。全協でもいろいろ伺っていますけれども、簡単にお伺いしたいと思います。

全協等で説明があったりしたものは、主に用地取得とか、あるいは物件補償のところでの問題というのがありましたけれども、それよりも一つ先の段階、いざ建設が始まったときにはどうなのかという観点でちょっとお尋ねしたのですけれども、今建設単価の高騰などで実際に各地の公共事業がいろいろ滞ったりもしているところでございます。これについて、その先行き、見通しと、あと財源について補助金とか起債とか、何かこう出たと、効率性はないのかどうか。そこら辺のところをどうお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（岩井一郎） 消防長。

○消防長（半田 實） お答えをいたします。

28年度当初に開署を目指して進めているわけですが、その開署に対しまして、お話のありましたように、建設コストの上昇とかそういうものが今後影響するかということだと思いますが、実際に今建設単価とか、その辺は上がっておりますので、そういうものについては影響は出るというふうには認識をし

ておりますが、今後設計とか何かの段階でそういうものが精査されていくというふうには認識をしております。

また、コスト面の関係でございますけれども、現在対象となる国庫補助はないというふうなことでございますので、財源措置については地方債の活用に努めているところでございます。一般財源の抑制を図るということの重要性を認識しておりますので、今後とも補助制度等について情報を収集しまして、特定財源の確保に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（岩井一郎） 1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） 1番目のほうについては、承知いたしました。

次は、2番目の病院新設の移設と救急搬送体制のところについてお尋ねしたいと思います。

まず、1つ、現状における先ほど申し上げられました初期、2次、3次、各レベルの医療機関の数や分布状況、あと搬送時間の現状について、平均時間とか、あるいはどういうケースでどれだけ時間がかかったのか、もし具体的なことがあれば教えていただけたらと思います。

○議長（岩井一郎） 警防課長。

○警防課長（木間峰高） それでは、現状における初期、2次、3次、各レベルの医療機関の数や分布状況、搬送時間の現状についてお答えいたします。

医療機関の数と分布状況は、初期医療機関が75件、うち印西市が50件、白井市25件。2次医療機関が4件、うち印西市が2件、白井市が2件、それと3次医療機関は印西市に1件となっております。

搬送時間についてですが、覚知から医療機関到着まで昨年の組合の平均時間は、約45分。この時間は、患者の容体により現場処置や搬送先医療機関が異なりますので、一概に短いと、長いと判断することは難しいところであると捉えております。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） そうなりますと、これまで救急搬送の実績が幾つかあると思うのですが、その中で憶測や不備を感じる点、例えば搬送時間帯ですとか、あるいは診療科目、あるいは人員、これはどちらかというと病院の医療機関のほうの話ですけれども、あるいは地理的状况、あるいは今4つ言ったよりも何かございましたら、何か現場の実感としてあるならば、その不足、不備についてを感じる点がありましたら、教えていただきたいと思います。

○議長（岩井一郎） 警防課長。

○警防課長（木間峰高） ただいまの件の質問にお答えさせていただきます。

これまで緊急搬送実績から不足、不備を感じる点でございますが、現状の活動において特殊な診療科目、例えば精神科の活動においては搬送先が決まるまで長時間要することがございます。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） 特殊な診療というのは、精神科というのは、ちょっと1例挙げられましたけれども、この3次、これ印西市の1カ所ということは、いわゆる日医大だと思っておりますけれども、余りにもちょっと東に寄り過ぎていて、地理的条件としていかなものかという感じもしますけれども、これらの緊急搬

送の実績等をいろいろ踏まえまして、搬送先の選択肢の充実を目的に各新規医療機関との協議、交渉、情報交換などを行うようなことはあるのでしょうか。

○議長（岩井一郎） 警防課長。

○警防課長（木間峰高） これまでの救急搬送の実態を踏まえた上で、緊急搬送先の選択肢の充実を目的に各新規医療機関との協議、交渉、情報交換をどのように行うことという件につきましては、ご質問の搬送先選択肢の充実を目的に医療機関から曜日ごとの診察可能な診察時間帯などの受け入れ体制について情報の収集に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩井一郎） 1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） さっきの質問で少しだけ触れましたけれども、その第3次の救急医療機関が1点しかない。この現状を踏まえた上での対応といたしますか、あるいはそれに対するリカバーといたしますか、そういった点で今後考えられる手段といたしますか、方策というのはございますでしょうか。

○議長（岩井一郎） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 救急医療体制については、病院が開設するなどがあれば、当然どういう科目でどういう時間帯でということの情報収集に努めて適切な病院選定などを行っているところです。議員からありました3次医療機関が管内で1つだということですが、当然県内には数があります。例えば東葛地区だとか周辺のところとも情報収集を行っております。あるいは、県内のその医療の受け入れ状況、こういうのもリアルタイムで情報をとっておりますので、その状況に応じた適切な医療機関への搬送、これに努めているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（岩井一郎） 1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） 新規医療機関との協議、交渉、情報交換等についてももう少し具体的にどういうふうな交渉臨む予定があるのか、その具体的なところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（岩井一郎） 次長。

○消防本部次長（石井 満） 新規医療機関の開設に当たって、消防が例えばこういう科目やってくれとか、そういうことは現実的にはございません。救急告示になるとか、そういうことになると消防に対して意見を求められます。それによって、それではどういう科目が受けられますか、あるいは時間帯はどうですかということで、消防としてはあらゆる情報をとる。それによって搬送の選択肢として広がっていくと。こういう形の連携といたしますか、情報交換はしているところでございます。

以上です。

○議長（岩井一郎） 1番、影山廣輔議員。

○1番（影山廣輔） これは、あくまでも意見交換のレベルでということになるとは思いますけれども、よりアグレッシブな方向で協議を進めて、より一層の搬送先の充実を図るような、そういうふうにしていただきたいなど。これは、要望です。質問ではなくて。ということで、この要望で今回の質問終わらせていただきたいと思います。

○議長（岩井一郎） 以上で1番、影山廣輔議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（岩井一郎） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成26年第1回印西地区消防組合議会定例会を閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

（午後 1時54分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 岩 井 一 郎

署名議員 板 橋 睦

署名議員 酢 崎 義 行